# 2月20日(木) 18:30~

会場:Zoom 及び国労会館大会議室



第 195 回定例研究会

誰でも参加できます。 Zoomでの参加の方は 前日までに連絡ください。

# 「フリーランス新法」の意義と課題

報告: 萩原 繁之 氏(静岡県労働研究所理事長・弁護士)

## これからの企画

#### ◆第 196 回定例研究会

日時… 3月19日(水)

18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「「主権者を育てる」エバー

グリーンの活動から」(仮)

報告…橋本純氏

(静岡高教組書記長)

#### ◆春のシンポジュウム

日時… 4月20日(日)

13:30~

場所…静岡労政会館視聴覚室 &

Zoom

内容…「労働時間短縮の課題」(仮)

報告…鷲谷 徹 氏

(中央大学名誉教授)

### 「雇用によらない働き方」を する人々と取引する企業

「雇用によらない働き方」をする人々と取引する企業などに対する規制などを定めた、いわゆる「フリーランス新法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が制定され、昨年11月から施行されています。

この法律は、取引の適正化については公正取引委員会と中小企業庁が、フリーランスの人々の就業環境の整備については厚生労働省が、それぞれ担当することとなっています。この法律によって「雇用によらない働き方」をする人々は、適切に守られ、実効性を発揮できるのでしょうか。

今回は、この法律の意義と活用方法、限界と問題点について、そして今後の課題と展望について、静岡県労働研究所理事長である萩原繁之氏(弁護士)が語ります。

※連絡先:〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内) 静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973